

第6章 計画の推進・進行管理

第1節 各主体の役割



(1) 県の(果たす)役割

県は、地球温暖化（気候変動）対策に関する取組を総合的に、かつ、計画的に推進する役割を果たすため、市町、県民や事業者、NPO などの各主体が地球温暖化（気候変動）対策に主体的に取り組むための計画として本計画を策定し、関連施策を推進していきます。

また、庁内においては、全庁的な地球温暖化（気候変動）対策を検討し、必要な取組を実行していきます。

率先実行

地球温暖化対策推進法に基づき、策定が義務付けられている地方公共団体実行計画（事務事業編）である県庁エコオフィスプランに基づき、県の事務事業全般における率先した地球温暖化（気候変動）対策の実施、環境マネジメントシステムによる着実な取組の推進など

庁内推進体制の整備

「21 長崎県環境づくり推進本部」を活用した全庁的な取組の推進など
市町に対する支援・協力

地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定支援や、地域全体で取り組む地球温暖化（気候変動）対策への支援、市町別温室効果ガス排出量の推計データの提供など

広報・表彰・普及啓発活動

県民が地球温暖化（気候変動）の現状を理解し、自らの取組の実践につながるような分かりやすい情報発信（県広報誌、SNS、YouTube など）、環境保全功労者に対する県知事表彰やながさき環境県民会議による表彰、長崎県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の支援など

調査・研究

環境保健研究センター等における地球温暖化（気候変動）対策の効果的な実施に向けた調査・研究など

国等への提案・要望

全国的な制度の見直しのような、県だけでは解決できない課題等についての、国や関係機関等への提案・要望など（必要に応じて、九州・沖縄各県と連携して実施）

(2) 市町の(果たす)役割

市町には、住民に身近な自治体として地域の自然的・社会的条件に応じ、主体的に地域に根ざした着実な対策を行っていくことが期待されます。

率先実行

地球温暖化対策推進法に基づき、市町にも策定が義務付けられている地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定、市町の事務事業全般における率先した地球温暖化（気候変動）対策の実施、環境マネジメントシステムによる着実な取組の推進など

地域に根ざした取組の調整

各市町の自然的・社会的特性に応じて、住民や関係団体等（県地球温暖化防止活動推進員を含む）と協働・連携した取組を実施するための企画・調整などまちづくり

スマートコミュニティづくり、低炭素な地域交通ネットワークの整備、地域新電力会社の設立など

(3) 県民の（に期待される）役割

県民一人ひとりが環境にやさしい低炭素型のライフスタイルへと転換することを目指し、環境への負荷を少なくする取組を実践していただく必要があります。

日常生活における省エネの取組

節電・節水、エコドライブをはじめとしたスマートムーブの実施、省エネ型家電製品の選択など

廃棄物（食品ロスを含む）の減量化、リサイクルの取組

使い捨て商品の購入を控える、リサイクル商品の選択、食品ロス削減を意識した食生活の改善、買い物時のマイバッグ持参など

環境学習、環境保全活動への参加

地域における環境保全活動や環境関連イベントへの参加など

(4) 事業者の（に期待される）役割

製造や流通（輸送、販売）等の過程で、省エネの取組など、環境負荷を低減する取組を実践していただく必要があります。

事業活動における省エネの取組

省エネ機器の選択、再生可能エネルギーの導入、エコドライブをはじめとしたスマートムーブの実施、事業用建物の環境性能の向上など

計画的な環境配慮経営への取組

温室効果ガス排出削減計画書及び報告書制度に基づく取組、環境マネジメントシステムなどを取り入れた環境配慮経営の実施など

緑化・植樹等の推進

事業所の地上・屋上・壁面等の緑化、植樹運動等への協力など

社内体制の整備・従業員への環境教育

エネルギー使用量を合理的に削減するための全社での継続的な推進体制の整備のほか、従業員への環境教育や環境保全活動への参加促進など

脱炭素に向けた技術開発、研究事業等へ積極的に参入

(5) 環境保全活動団体の(に期待される)役割

環境保全活動を行っている NPO や各種団体は、自ら率先して環境保全活動を実践するとともに、行政、県民や事業者に対し、その知識や経験を生かして環境保全に関する提案を行うことが期待されます。

環境保全活動の実践

地球温暖化(気候変動)対策を推進するための活動、4Rの推進、自然環境の保全、河川浄化の取組や環境学習の支援など

県の施策への協力

エコドライブをはじめとした県下一斉スマートムーブ運動の普及啓発や環境学習への呼びかけなど

(6) 長崎県地球温暖化防止活動推進センター等の(果たす)役割

地球温暖化防止活動の中核的な支援組織として、地球温暖化対策推進法に基づき県が指定するセンターです。他の地域地球温暖化防止活動推進センター(長崎市、佐世保市)と協働・連携しながら、行政、県民や事業者、NPO等の環境保全活動団体へ積極的な普及啓発を行うほか、各地の地球温暖化防止活動推進員による地域に根ざした活動を支援することで、県民や事業者による自発的な取組を推進していきます。

温暖化防止かわら版・WEBかわら版の発行

地球温暖化防止の普及啓発のため推進員の活動や、企業・団体の実施する温暖化防止活動の紹介等を内容とする情報誌を発行します。

家庭エコ診断業務

家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を進めるため、各家庭のライフスタイルに合わせたオーダーメイドの診断サービスを提供する家庭エコ診断を行います。

地球温暖化防止活動推進員の活動支援

推進員の資質向上を図るため、知識や技術の習得促進のほか、推進員の活動事例の紹介や意見交換等のためのセミナーや地区研修会を実施します。

また、推進員が、それぞれの地区において、地域住民を対象として行う地球温暖化防止対策に関する学習会の開催や、地域の環境イベント等における活動を支援します。

(7) ながさき環境県民会議の(果たす)役割

県民総ぐるみで地球温暖化防止活動や4Rの取組を推進する中核的な組織体として、構成メンバー(事業者や消費者、地域活動団体、教育関係者、学識関係者、行政)は、自ら率先して環境保全活動を実践するとともに、全県的な普及啓発活動を通して、県民や事業者による取組を推進していきます。

長崎県ストップ温暖化レインボープランの推進(再掲)

ながさき環境県民会議では、県民、事業者、NPO・大学、行政等が、それぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取組を実践し、長崎県全体で環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

- ・温暖化防止部会では、第2次長崎県ストップ温暖化レインボープランに関する取組として、省エネ・節電の取組、環境教育の実践、スマートムーブの積極的な推進を図っていきます。

県下一斉スマートムーブ運動の展開（再掲）

毎月第2水曜日を「県下一斉スマートムーブデー」、12月の第2水曜日を含む1週間を「県下一斉スマートムーブウィーク」として、ながさき環境県民会議と連携し、「県下一斉スマートムーブ運動」を展開しています。運動を継続するとともに、参加者の拡大を図り、運動の充実・強化に取り組みます。

ながさき環境県民会議表彰

地球温暖化防止、廃棄物の減量化等に積極的に取り組んでいる、個人、事業者、学校、各種団体に対して表彰します。

(8) 長崎県気候変動適応センターの(果たす)役割

気候変動適応法に基づき設置することを検討している「長崎県気候変動適応センター(仮称)」では、長崎県内における気候変動による様々な影響(将来生じると予測されている影響を含む)に関する情報を収集し提供する拠点となることを想定しています。

日常生活や事業活動に、より大きな影響を及ぼす自然災害、農林水産業、健康といった情報の収集及び分析や情報提供などを行うことにより、県民や事業者、市町の適応策に関する理解を促進します。

県ホームページなどによる情報発信

気候変動による影響に関する情報の発信、適応策事例の発信など
理解の促進

気候変動に関するセミナー・イベント等の開催など

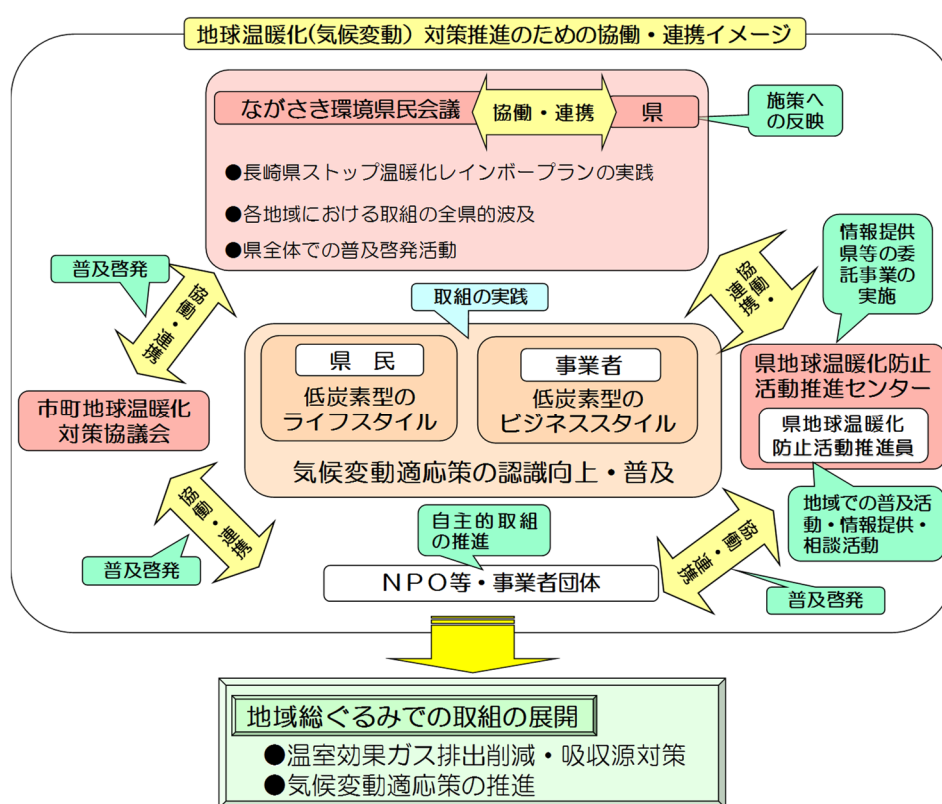
第2節 県と各主体との協働・連携(戦略的パートナーシップ) (県民・事業者・環境保全団体等との連携)

- ・ながさき環境県民会議、市町地球温暖化対策協議会、地球温暖化防止活動推進員、関係団体等と協働で、日常生活や事業活動における地球温暖化防止活動に取り組むとともに、環境意識の高揚を図るため、6月の「環境月間」の街頭キャンペーンのほか、市町で実施されているイベントなどを効果的に活用し、普及活動に取り組みます。(再掲)
- ・県とながさき環境県民会議による長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議を



通じて、市町地球温暖化対策協議会や地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員と情報を共有しながらネットワークを強化し、温暖化対策の取組を県民運動として進めます。（再掲）

- ・事業者の事業活動に伴う環境負荷の低減や低炭素型のビジネススタイルの確立を目指して、NPO等の環境保全活動団体や長崎県地球温暖化防止活動推進センター、ながさき環境県民会議とともに、計画的な取組の促進や様々なインセンティブの検討などを行います。
- ・NPO等の環境保全活動団体については、その主体性を尊重しつつ、活動の実践や県民・事業者への働きかけを支援します。特に地球温暖化防止活動の中核的な支援組織である長崎県地球温暖化防止活動推進センターやながさき環境県民会議とは緊密に連携しながら、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進していきます。



(市町との連携)

市町は住民に身近な自治体であり、特に家庭部門における対策の実施においては非常に重要な役割を担っています。県は市町との情報交換や各種対策への支援を積極的に行うとともに、県地球温暖化防止活動推進員による地域に根ざした活動を通じて、市町と協力しながら、取組の実践や普及啓発などの効果的な施策を県内全域に展開していきます。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、市町にも策定が義務付けられている地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定支援を通じて、再生可能エネルギーの導入など、地域の特性に応じた効果的な地球温暖化対策の実施についても支援するとともに、連携していきます。

さらに、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や地域気候変動適応センターにより、地域のニーズに応じた支援を行いながら、気候変動適応策の認識向上・普及に向けて連携していきます。

(広域的な連携)

九州地域戦略会議⁵¹では、2014年に九州の産学官民が一体となって地球温暖化対策に取り組む短期・中長期の施策等を示す「低炭素社会を目指す九州モデル」を策定し、家庭や地域での地球温暖化対策を含む環境保全活動を推進しています。また、全国自治会における「ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチーム⁵²」などの機会を活用し、九州以外の自治体との連携も想定し、情報交換を進めます。

51:九州地域戦略会議とは、「九州地方知事会と九州・山口経済連合会との意見交換会」を発展する形で設立させた会議

52:ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームとは、IPCC特別報告書にある「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにしなければ、パリ協定の「1.5目標」を達成することが困難」を踏まえ、2050年の目指すべき姿を国に提示することを目的として、全国知事会の下に設置されたプロジェクトチーム。

また、気候変動適応法に基づき設置された気候変動適応九州・沖縄広域協議会の活動を通じて、九州・沖縄地方における適応策のアクションプラン策定など広域的に連携しながら、適応策を実施していきます。

第3節 進行管理・検証体制(努力の見えるPDCA)

(1)PDCAサイクルの推進

実行計画の推進にあたっては、実効性を確保し、効果的なものとするために、Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)の一連のPDCAサイクルに基づき、計画に盛り込んだ個別の施策や事業を推進していきます。(図6-1)

毎年、県内の温室効果ガス排出状況や計画の進捗状況を把握し公表します。

また、本計画の指標の推移のほか、長崎県総合計画、長崎県環境基本計画に掲げられた温暖化対策に関連する指標の推移を把握し、21長崎県環境づくり推進本部、長崎県環境審議会において、本計画の進捗状況の評価を行います。

このほか、国内外の社会経済情勢や地球温暖化対策に関する取組、技術革新など、様々な状況をみながら、必要に応じて、現行施策の見直し(改善、廃止、拡充)や新規施策の追加を行います。

さらに、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画のほか、今後の社会経済情勢等の変化を踏まえて、計画の中間年度(2025(令和7)年度頃)を目処に計画の見直すこととします。

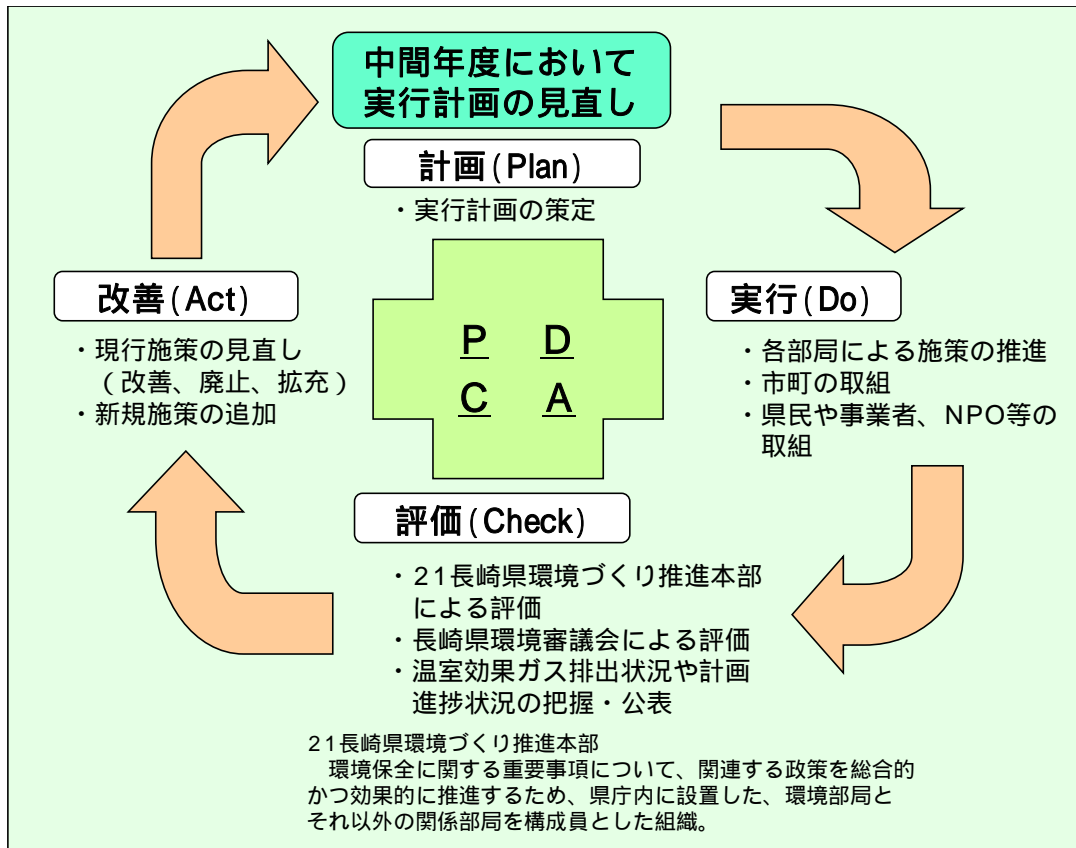


図 6-1 実行計画の推進に関する PDCA サイクル

(2) 努力の見える PDCA

県内における温室効果ガス排出量は、様々な外的要因にも左右されるほか、個々の施策による削減効果を把握することが困難な場合もあります。

このため、第3章第3節で設定した計画目標は、最終エネルギー消費量(日常生活や事業活動で消費するエネルギー量)といった比較的わかりやすい指標のほか、関心の高い再生可能エネルギー導入量、より身近に感じてもらえる指標としての「原単位目標」を設定しています。また、緩和策だけでなく、日常生活に関連の大きい気候変動適応に関する指標も、計画全体の進捗を管理する上で重要となります。さらに、第4章及び第5章では、個別施策や重点施策の目標(指標)も設定しており、その進捗状況を毎年把握し公表することで、市町、住民や事業者、NPOなどの様々な主体が取り組んだ成果と、今後の課題を可視化してわかりやすく伝えるように努めることとします。